

(平成26年7月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は90万円、申立期間②は74万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月26日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る15年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間①においては標準賞与額90万円に、申立期間②においては標準賞与額74万9,000円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

さらに、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は90万円、申立期間②は74万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、C金融機関が提出した申立人に係る「異動明細表」から、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、当時の事業主が提出した資料に記載されている厚生年金保険料等を控除した後の金額が振り込まれていることが確認できるところ、当時の事業主の回答内容等から、当該振込金額は申立期間②に係る賞与であったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月10日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る15年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間においては標準賞与額75万円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

さらに、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額75万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所で

はなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年9月1日まで

私は、昭和39年9月から41年2月までの間、A社C事業所及び同社B事業所においてD業務に継続して従事したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C事業所及び同社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に係る被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において継続して勤務し（A社C事業所から同社B事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び前述の同僚の供述により、申立期間はA社B事業所の所属であったことがうかがえることから、昭和40年3月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は9万2,000円、同年4月から同年6月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年7月1日まで

私は、昭和46年か47年頃、B県に所在するA社に入社し、50年2月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚のうち一人が保管する給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる上、当該同僚は、「自分の保険料が控除されていたのだから、申立人を含め同僚の保険料も控除されていないはずはない。」と回答している。

さらに、申立人が保管する家計簿には、申立期間に係る給与の内訳において、厚生年金保険料を給与から控除されている旨の記載が確認できる上、当該控除額は、当時の厚生年金保険の保険料率に照らして妥当な額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する家計簿に記載されている厚生年金保険料控除額から、昭和49年3月を9万2,000円、同年4月から同年6月までを12万6,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、A社は昭和49年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できないが、申立人及び前述の複数の同僚の回答から、同社は、同年5月20日付けで法人事業所となる以前からC事業を行っており、常時5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており聴取することはできないが、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和39年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年9月14日から同年11月1日まで

私は、A社（現在は、C社）に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間は、A社D事業所から同社B支社に転勤した時期であり、空白期間は無く、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにC社の人事・総務事務を行っているE社が提出したA社D事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及び失業保険被保険者転出届受理書（正）（以下「転出届受理書」という。）から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（A社D事業所から同社B支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、E社が提出した被保険者台帳及び転出届受理書において、申立人が昭和39年9月14日付けで転勤した旨の記載が確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における事業所別被保険者名簿の昭和39年11月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 14 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 A社が提出した申立人の申立期間に係る賞与ファイルリスト及び申立人名義の金融機関の「お取引明細」により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与ファイルリストにおいて確認できる賞与支給額及び保険料控除額から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が無いのであれば、当該賞与に係る届出を行っていなかったものと思われると回答しており、その結果、年金事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 14 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 A社が提出した申立人の申立期間に係る賞与ファイルリスト及び申立人名義の金融機関の「取引明細照会」により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与ファイルリストにおいて確認できる賞与支給額及び保険料控除額から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が無いのであれば、当該賞与に係る届出を行っていなかったものと思われると回答しており、その結果、年金事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 9 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで A 市内の B 社にパート勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した預金通帳の写しの給与振込履歴及び申立人が申立期間当時、同一部署に勤務していた同僚として氏名を挙げた者の回答から、申立人は申立期間において B 社 C 支社（以下「C 支社」という。）に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間においてパート勤務者として一緒に勤務していたとする同僚は、C 支社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

また、オンライン記録から C 支社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、申立期間当時、申立人と同じパート勤務者であったとして氏名を挙げた一人についても、C 支社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

さらに、前述の同僚は、パート勤務者は本人の希望により厚生年金保険の加入手続が行われていたが、加入していなかった者もいた旨回答している。

加えて、申立期間当時、C 支社においてパート勤務者であったとする同僚は、自身は入社時には厚生年金保険に加入せず、途中で加入する希望を上司に伝えて加入した旨回答している。

これらのことから、申立期間当時、C 支社は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B社の業務を承継したD社は、申立期間当時のC支社に係る賃金台帳等を保管していないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、オンライン記録では申立人のB社及びC支社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間における厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 10 日から 57 年 12 月 20 日まで
私は、申立期間にA社でB業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について不明と回答しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人がA社において自身と同様の業務に従事していたとして氏名を挙げた同僚4人のうち3人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、厚生年金保険の被保険者資格の取得日より3年以上前に雇用保険の被保険者資格の取得日が確認できる者が複数いることから、A社では申立期間当時、従業員を必ずしも全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、当該期

間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から49年9月1日まで

私がA事業所（後の、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の給料は6万円程度だったと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録は標準報酬月額が6万円より低い額で記録されているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、B社は平成元年12月に解散していることが確認できる上、当時の事業主は同社に係る関連資料を保管しておらず、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における保険料控除額について供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者原票に記載されている申立人に係る標準報酬月額は、申立期間中に事業主からの届出に基づいて行われた7回の定時決定及び4回の随時改定の記録が全てオンライン記録と一致していることが確認できる上、遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5242（福岡厚生年金事案 681 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月から33年1月まで
② 昭和33年10月から35年5月まで
③ 昭和36年6月から37年9月まで

私が、A社の本店、支店及び営業所において勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) A社（本店）は昭和34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、ii) 申立人が勤務していたとする同社の本社、支店及び営業所と推認され、かつ、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間の被保険者記録は確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成21年2月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが前回の福岡委員会の結論に納得がいかないとして、再度申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、今回の申立てを受けて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚に照会し、複数名から期間の特定はできないものの申立人が同社同事業所に勤務していた旨の回答を得られたが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述を得ることができない。

このほかに、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月頃から 49 年 2 月頃まで
② 昭和 51 年 6 月頃から同年 9 月頃まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務したが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録は確認できないが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が氏名を挙げた同僚の被保険者記録が確認できること、及び申立人の業務内容に係る具体的な供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、回答を得られた同僚は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録は確認できないが、B社

の事業内容及び従業員等に関する申立人の具体的な供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の当時の役員は、「申立期間当時の社長及び社会保険事務を担当していた社長の妻は死亡している上、当時の社会保険関係資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、前述の役員は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、B社は3か月以上の試用期間を設けていたので、正式採用になる前に退職した可能性もある。」と回答しており、B社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

国の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当該期間の直前の額に比べて下がっている。当時の給与は、25万円から30万円ぐらいの固定給であり、事業主から当該期間の給与が下がる旨の説明を受けていないので、標準報酬月額が減額となるはずはない。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金から連絡があり、厚生年金基金の記録（26万円）を国の記録（15万円）に合わせて訂正されていることを知った。厚生年金基金に問い合わせたら、証拠資料は無いのに国の記録に合わせて訂正したと聞いた。そもそも国の記録よりも厚生年金基金の記録の方が正しいはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、申立事業所の元事業主は、当時の資料を保管していない旨回答しており、申立人の主張する給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料等を得ることができない。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録がオンライン記録により確認できる複数の同僚及び申立人が記憶する同僚に照会したが、申立期間における厚生年金保険料の控除額に係る関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生年金基金の記録と国の記録が相違していたことに納得できず、国の記録よりも厚生年金基金の記録の方が正しい旨主張しているところ、申立事業所が加入していたB厚生年金基金が提出した申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報

酬月額記録は、当初の 26 万円から、15 万円に訂正されていることが確認できる。

このことについて、B 厚生年金基金は、申立事業所の加入員について、厚生年金基金の記録と国の記録を突合した結果、申立人の申立期間における標準報酬月額が相違していることが判明したが、申立期間当時の証拠資料が無い場合は、国の記録に合わせる取り決めに従い記録を訂正した旨回答している。

また、申立事業所の元事業主に照会したものの、当該事業所が厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）に提出した申立期間における標準報酬月額に係る届出について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立事業所の元事業主は、前述のとおり当時の資料を保管しておらず、申立期間の標準報酬月額の算定の基礎となる月である平成 8 年 5 月から同年 7 月までの期間における報酬額について確認できる関連資料を得ることができない。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然さは認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。